様式第二十二（表面）中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式（裏面）中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「(1)・(2)」を「(1)～(2)の2」に、「第25条第6項又は第37条第10項」を「第25条第6項、第37条第10項又は第38条の2第10項」に改め、「第15条第10項、」の下に「第18条の6第2項、」を加える。

（自然公園法施行規則の一部改正）

第二条　自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）を次のように改める。

第十二条第十七号の十三、第十七号の十四及び第二十七号の十中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二十七の十の二　国立公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第五項の規定により環境省が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により環境省から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

二十七の十の三　国立公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第四項において読み替えて準用する同法第七条第六項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た指定管理鳥獣捕獲等事業又は当該指定管理鳥獣捕獲等事業の全部又は一部であって同条第七項の規定により都道府県から委託を受けたものとして鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

第十二条第二十七号の十一から第二十七号の十三までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二十七の十三の二　国定公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定により都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により都道府県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

二十七の十三の三　国定公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第五項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

第十二条第二十七号の十四中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

（自然環境保全法施行規則等の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

一　自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）第十八条第九号

二　湖沼水質保全特別措置法施行規則（昭和六十年総理府令第七号）第十五条第七号

三　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）第五条第二項第七号

四　廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省令第六十一号）第十六条第一項第三号カ

五　動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第十条の五第三項第十号及び第十三条第九号

六　環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則（平成二十年環境省令第一号。以下「環境省鳥獣被害防止規則」という。）第二条第二項（環境省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部改正）

第四条　環境省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年環境省令第十三号。以下「環境省特区省令」という。）を次のように改める。

第二条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「第二条第三項」を「第二条第七項」に、「生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する」を「ノヤギを管理する」に改める。

（環境省組織規則の一部改正）

第五条　環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）を次のように改める。

第二十条第四項第六号中「保護及び」の下に「管理並びに」を加える。

第二十五条の見出し及び同条第一項中「鳥獣保護業務室」を「鳥獣保護管理室」に改め、同条第二項中「鳥獣保護業務室」を「鳥獣保護管理室」に改め、「野生鳥獣の保護」の下に「及び管理」を加え、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同条第四項中「鳥獣保護業務室」を「鳥獣保護管理室」に改める。

（地方環境事務所組織規則の一部改正）

第六条　地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）を次のように改める。

本則（第八条第十二号を除く。）中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改める。

第七条中第二十号を第二十一号とし、第十六号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　国立公園における指定管理鳥獣捕獲等事業（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第七条の二第二項第五号に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業をいう。以下同じ。）の実施に関すること。

第八条第十二号を次のように改める。

十二　第一種特定鳥獣保護計画（鳥獣保護管理法第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画をいう。）に係る協議に関すること。

第八条中第三十三号を第三十八号とし、同条第三十二号中「保護及び」の下に「管理並びに」を加え、同号を同条第三十七号とし、同条中第十九号から第三十一号までを五号ずつ繰り下げ、第十八号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三　国指定鳥獣保護区における指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関すること。

第八条中第十七号を第二十一号とし、第十六号を第二十号とし、第十五号を第十九号とし、第十四号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八　指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（鳥獣保護管理法第十四条の二第一項に規定する実施計画をいう。）に係る協議に関すること。

第八条中第十三号を第十六号とし、第十二号の次に次の三号を加える。

十三　第二種特定鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画をいう。）に係る協議に関すること。

十四　希少鳥獣保護計画（鳥獣保護管理法第七条の三第一項に規定する希少鳥獣保護計画をいう。）の策定に関すること。

十五　特定希少鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第七条の四第一項に規定する特定希少鳥獣管理計画をいう。）の策定に関すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。